

## 羽曳野市災害時応急対策業務協力業者公募要領

### (目的)

第1条 この要領は、市民の生命及び財産を守る体制を強化するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条に規定する災害の発生又は発生のおそれがある場合において、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧などの応急対策業務にかかる羽曳野市又は羽曳野市水道事業（以下「本市等」という。）からの要請等に対して、速やかに協力を得ることができる建設工事業者の公募について定めるものとする。

### (応急対策業務内容)

第2条 災害時における応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 人命救助又はその他防災作業のための障害物の除去作業
- (2) 本市等が行う防災作業と連携する災害防御のための応急措置作業
- (3) 本市等が管理する道路施設、排水施設及び水道施設等の機能確保等に緊急を要する応急復旧作業
- (4) 緊急を要する建設資機材又は労力の調達及び輸送
- (5) その他本市等が必要と認める応急対策業務

### (公募要件)

第3条 公募する建設工事業者の要件は、申出書の提出時において次の各号の要件を全て満たす業者とする。

- (1) 登録要件  
最新の羽曳野市建設工事競争入札参加有資格業者名簿において、市内業者又は準市内業者として登録を受けていること。
- (2) 作業要件  
3か月以上直接雇用している者が2人以上いること。（資格は問わない。）
- (3) 連絡体制要件  
常時通じる電話、ファクシミリ及びパソコンが事務所に備えられていること。加えて、常時通じる携帯電話を携帯している連絡責任者とその者を補完する連絡者を定めることができること。
- (4) 建設機材・建設資材要件  
応募時点において、ダンプトラック（積載重量2t以上）を1台以上、バックホウ（バケット容量0.13m<sup>3</sup>以上）を1台以上所有（通年リース可）し、かつ羽曳野市内に配備していること。加えて、応急対策業務に必要とする資材を一定配備していること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (6) 羽曳野市暴力団排除条例（平成24年羽曳野市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (7) 申出書の提出時において有効な建設業法第27条の23に規定する直近決算後の経営事

項審査、かつ、総合評定値（P点）を受けていること。（審査基準日から1年7か月有効）

（応募及び協定締結）

第4条 応募の方法、協定の締結は次の各号のとおりとする。

- (1) 応募の受付告知は、羽曳野市広報紙及び羽曳野市ウェブサイトへの掲載等において行うものとする。
- (2) 応募しようとする者は、応急対策業務協力業者申出書(様式第1号)を羽曳野市危機管理室防災企画課へ提出するものとする。
- (3) 本市等は、受付期間内に有効に提出された応急対策業務協力業者申出書により資格審査を行い、公募要件に合致した者と災害時における応急対策業務に関する協定を締結するものとする。
- (4) 協定を締結した者は、応急対策業務協力業者となる。
- (5) 応急対策業務協力業者は、災害時における応急対策業務に関する協定の解除又は申出内容に変更が生じたときは、その旨を危機管理室防災企画課へ報告するものとする。

（公開）

第5条 応急対策業務協力業者の名簿は、羽曳野市ウェブサイトにおいて公開するものとする。

（経費の負担）

第6条 応急対策業務協力業者が応急対策業務に要した費用は、本市等が負担するものとする。

（災害補償）

第7条 応急対策業務により、応急対策業務協力業者の作業員がその者の責に帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等の規定による補償等が行われる場合を除き、法第84条第1項の規定による羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年条例第439号)中応急措置従事者に係る補償の規定を適用又は準用するとした場合の補償の額を限度として、甲又は乙が災害補償を行うものとする。

（第三者に対する損害）

第8条 応急対策業務協力業者が応急対策業務の実施に伴い、本市等又は第三者に損害を与えたときは、応急対策業務協力業者の責めに帰すべき事由によるものを除き、本市等と応急対策業務協力業者が協議し、その賠償をするものとする。

（有効期間）

第9条 協定の有効期間は、協定を締結した日から締結年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、羽曳野市及び羽曳野市水道事業又は応急対策業務協

力業者から書面による解除の届け出がないときは、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以降においても同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3年11月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4年 8月 1日から施行する。